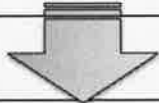


日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則に係る経過措置について

①平成27年度に交付する受給者証の有効期限



②平成28年度に交付する受給者証の有効期限



③平成29年度以降に交付する受給者証の有効期限



※改正後の規定をそのまま適用すると、改正前の規則による有効期限(28.6.30)と改正後の規則による更新日(28.8.1)の間の1か月間が空白となるため、新規及び更新ともに8月1日以降の申請しか受け付けられなくなってしまいます。

このため、附則において、次の経過措置を設けることで対応できないか。
 ①規則の施行日の前日までに交付された受給者証の更新日を28.7.1から適用させることを可能とするため、「更新の適用については、なお従前の例による」とする規定を設ける。
 ②28.8.1以降に認定を受給者証を交付する者は改正後の規定で問題ないので、規則の施行の日から平成28年7月31日までの間に交付される受給者証の有効期限については、改正後の規則の規定にかかわらず「当該受給者証の交付を受けた日からH29.7.31まで」とする規定を設ける。

○規則改正の内容

【改正前】

第5条 条例第7条に規定する受給者証の有効期限は、発行した日から初めて到来する6月30日までとし、毎年7月1日に更新するものとする。

【改正後】

第5条 条例第7条に規定する受給者証の有効期限は、発行した日から初めて到来する7月31日までとし、毎年8月1日に更新するものとする。

【H28.7.1～H28.7.31までの適用関係の整理】

- 2 この規則の施行の前日に改正前の日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第5条の規定により交付された受給者証に係る更新の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成28年7月31日までの間に交付される受給者証の有効期限は、改正後の日田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、当該受給者証の交付を受けた日から平成29年7月31日までとする。